

## 個 別 注 記 表

自 平成 28 年 10 月 1 日  
至 平成 29 年 9 月 30 日

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

出資金 取得原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

200株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

70株

## 個 別 注 記 表

自 平成 27 年 10 月 1 日  
至 平成 28 年 9 月 30 日

- I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
出資金 取得原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による低価法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
4. 収益及び費用の計上基準  
収益は実現主義、費用は発生主義
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
- III. 株主資本等変動計算書に関する注記
1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 200株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 70株

## 個別注記表

自平成26年10月1日  
至平成27年9月30日

- I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
出資金 取得原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による低価法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
4. 収益及び費用の計上基準  
収益は実現主義、費用は発生主義
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
- III. 株主資本等変動計算書に関する注記
1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 200株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 70株